平成２３年（フ）第７１５号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地７―408、破産手続開始決定申立時の住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地８―406
債務者　平野　正雪（旧姓三ツ岡）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９１号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地７―408、破産手続開始決定申立時の住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地８―406
債務者　平野　圭祐
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦885番地１
債務者　川道　哲三
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２１２２号
埼玉県加須市花崎１丁目35番地14　小松原荘１Ｆ
債務者　丸山　朝彦
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７６号
埼玉県久喜市中妻168番地７
債務者　韮塚　好江
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０７号
さいたま市中央区本町東７丁目13番19号　永島コーポ101
債務者　水野　惠子（旧姓崎原）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１３号
埼玉県志木市上宗岡５丁目６番18―206号
債務者　上村　公俊
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２２号
埼玉県加須市花崎北３丁目14番地１
債務者　齊藤　詳子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２３号
埼玉県和光市西大和団地４番３号105
債務者　鹿内　秀一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
埼玉県戸田市上戸田２丁目35番９号　高橋方
債務者　山崎はる奈
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
埼玉県桶川市北１丁目11番８号
債務者　粂原　　敦
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
埼玉県上尾市大字瓦葺2227番地23　カーサ５―102、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺1729番地　山本アパート２階
債務者　小島　康雄
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
埼玉県川越市仙波町２丁目15番地１　エスポワール都201号室
債務者　小坂　啓子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８００号
神奈川県足柄上郡大井町金子1475番地２
債務者　飯田　松美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３号
神奈川県厚木市妻田東１丁目12番22号　リバーサイドミヤザキ104
債務者　森田　雅博
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
神奈川県秦野市元町２番６号　ハイツ道202号
債務者　渡辺　正幸
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５６号
神奈川県平塚市中堂17番９号　勝ビル405号
債務者　宮澤真紀子（旧姓濱野・逢見）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部